

# 変更届書

業務の種類別	第一種 医療機器		
許可番号及び年月日			
薬局、主たる機能を有する事務所、製造所、店舗、営業所又は事業所	名称	株式会社 茨城県薬務課	
	所在地	茨城県水戸市笠原町978-6	
変更内容	事項	変更前	変更後
変更年月日			
備考			

上記により、変更の届出をします。

令和 4年 6月 1日

住所 茨城県水戸市笠原町978-6

氏名 株式会社 茨城県薬務課

代表取締役 茨城 太郎

茨城県知事

殿

# 変更届書（医療機器製造販売業許可）

## 【様式】

【様式の別を示す記号】 : A44（変更届書（医療機器製造販売業許可））

## 【提出先】

【提出先の別】 : 2（都道府県）

【提出年月日】 : 3040601（令和04年06月01日）

## 【提出者】

【業者コード】 : 100000000

【管理番号】 : 001

【郵便番号】 : 3108555

【住所】 : 茨城県水戸市笠原町978-6

【法人名】 : 株式会社 茨城県薬務課

【法人名ふりがな】 : いばらきけんやくむか

【代表者氏名】 : 代表取締役 茨城 太郎

【代表者氏名ふりがな】 : いばらき たろう

## 【担当者】

【郵便番号】 : 3108555

【住所】 : 茨城県水戸市笠原町978-6

【氏名1】 : やくむ じろう

【氏名1ふりがな】 : 薬務 次郎

## 【連絡先】

【所属部課名等】 : 薬務課 薬事

【電話番号】 : 029-301-3393

【FAX番号】 : 029-301-3399

【メールアドレス】 : yakumu@pref.ibaraki.lg.jp

## 【再提出情報】

【再提出状況を示す記号】 : 1（新規提出）

## 【業務の種類】

【医療機器】 : 4（医療機器）

【許可の種類】 : 1（第一種）

## 【許可番号及び年月日】

【許可番号】 : 08B2X99999

【許可年月日】 : 3030401（令和03年04月01日）

## 【主たる機能を有する事務所の名称】

【業者コード】 : 100000001

【名称】 : 株式会社 茨城県薬務課

【ふりがな】 : いばらきけんやくむか

## 【主たる機能を有する事務所の所在地】

【所在地】 : 茨城県水戸市笠原町978-6

## 【変更内容】

【事項】 : A004（総括製造販売責任者／補佐薬剤師）

【事項】 : A005（薬事に関する業務に責任を有する役員（業務を行う役員））

【事項】 : A006（申請者の欠格条項）

## 【変更前】

### 【総括製造販売責任者】

【氏名】 : 薬務 太郎

【氏名ふりがな】 : やくむ たろう

【住所】 : 茨城県水戸市笠原町978-26 会館アパート101

### 【資格】

【資格の別】 : 141（医薬品医療機器等法施行規則第114条の49第1項第1号）

### 【薬事に関する業務に責任を有する役員】

【氏名】 : 茨城 太郎

【氏名ふりがな】 : いばらき たろう

### 【薬事に関する業務に責任を有する役員】

【氏名】 : 茨城 花子

【氏名ふりがな】 : いばらき はなこ

### 【申請者の欠格条項】

【（1）法第75条第1項】 : 全員無し

【（2）法第75条の2第1項】 : 全員無し

】

【（3）禁錮以上の刑】 : 全員無し

【（4）薬事に関する違反】 : 全員無し

【（5）麻薬等の中毒者】 : 全員無し

【（６）認知、判断及び意思疎通ができない】

【（７）知識及び経験を有しない】

【変更後】

【総括製造販売責任者】

【氏名】 : 薬務 次郎

【氏名ふりがな】 : やくむ じろう

【住所】 : 茨城県水戸市笠原町978-26 会館アパート102

【資格】

【資格の別】 : 141（医薬品医療機器等法施行規則第114条の49第1項第1号）

【薬事に関する業務に責任を有する役員】

【氏名】 : 茨城 太郎

【氏名ふりがな】 : いばらき たろう

【薬事に関する業務に責任を有する役員】

【氏名】 : 茨城 次郎

【氏名ふりがな】 : いばらき じろう

【申請者の欠格条項】

【（１）法第75条第1項】 : 全員なし

【（２）法第75条の2第1項】 : 全員なし

】

【（３）禁錮以上の刑】 : 全員なし

【（４）薬事に関する違反】 : 全員なし

【（５）麻薬等の中毒者】 : 全員なし

【（６）認知、判断及び意思疎通ができない】

【（７）知識及び経験を有しない】

【変更年月日】 : 3040515（令和04年05月15日）

【備考】

【その他備考】

令和3年8月1日時点の責任役員は「茨城 太郎」及び「茨城 花子」であり、法第5条第3号イからトに該当しない。